

医療機関・介護事業所の皆様へ



介護予防教室を 開催してみませんか

この事業は「富良野市介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）」として位置付けられます。

医療機関・介護事業所の介護予防教室

地域で貴重な専門職を抱える医療機関や介護事業所が、施設の空きスペースや地域交流スペースにおいて、高齢者やその家族、地域住民が気軽に立ち寄り相談できる機会を提供し、施設の有効活用と介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

教室の概要	実施の流れ	交付金の助成
<p>○教室の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談、運動、口腔、栄養、認知等の介護予防に関する内容 <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者（要支援 1・2 の方） 一般高齢者（65 歳以上の方） 地域住民や家族等、高齢者の支援にかかわる方 <p>○利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食等は実費自己負担とすることができます。 <p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね月 1 回以上の開催 <p>※交付金を助成できるのは「週 1 回程度、月 3 回以上の開催」となります。</p>	<p>①市高齢者福祉課に「介護予防普及啓発事業登録申請書」を提出します。</p> <p>↓</p> <p>②申請書類を審査し、事業登録の可否を決定し、通知します。</p> <p>↓</p> <p>③介護予防教室を実施します。</p> <p>↓</p> <p>④登録事業所の一覧や介護予防教室の情報を市ホームページや市広報誌で随時掲載します。</p>	<p>○次の条件を全て満たす場合は、交付金の助成を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の医療機関・介護事業所 週 1 回程度、月 3 回以上開催 月間延 15 人以上の参加 1 回あたり平均 5 人以上の参加 専門職が関与しボランティアと協働している。 医療機関又は介護事業所の施設を有効活用している。 <p>○交付金の基準額は、月間延利用者数に応じて決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 人から 29 人まで ……………月額 15,000 円 30 人から 44 人まで ……………月額 30,000 円 45 人以上 ……………月額 45,000 円 <p>※基準月額は、実施事業所数及び予算額等により上記金額を下回る金額になる場合があります。</p>

◆例えば、こんな内容でも開催できます。

腰痛体操、排泄体操、料理教室、糖尿病教室、減塩教室、口腔ケア、ふまねっと、レクリエーション、相談会、講演会、研修会など

「お問い合わせ・申込み先」

富良野市保健福祉部高齢者福祉課
富良野市弥生町 1 番 3 号（保健センター 2 階）
電話 39-2255

令和2年度富良野市介護予防普及啓発事業(介護予防教室)の登録事業者募集要領

1 目的	地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む動機付けの場を提供するため。
2 応募要件	応募を行う事業者は以下の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 市内の医療機関及び介護サービス事業所であること。 (2) 医療機関及び介護サービス事業所の空きスペース等を活用して介護予防教室を開催できること。 (3) 医療機関又は介護事業所の専門職（兼任可）が関与すること。 (4) 必要に応じてボランティアによる協力を得ること。 (5) 月1回以上の定期的な開催ができること。 (6) 教室参加者の募集活動を行い、必要に応じて申込み受付と参加者の決定ができること。
3 応募方法	富良野市介護予防普及啓発事業登録申請書、事業計画書、収支予算書を提出してください。 ※様式はホームページからダウンロードできます。
4 募集期間	令和2年2月14日（金）まで ※募集期間を過ぎても随時受け付けます。
5 事業内容	(1) この事業は、対象者が通所して実施する形態とし、概ね次の項目に掲げる内容とします。 ①介護予防に関する基本的な知識、②運動器の機能向上、③栄養改善、 ④口腔機能向上、⑤認知症予防・支援、⑥閉じこもり予防・支援、 ⑦うつ予防・支援、⑧その他健康保持に関する普及啓発 (2) 次のいずれかの方法により実施します。 ①講話（パンフレットや資料等を配布するもの） ②実習（レクリエーションや体操、料理教室等の体験を伴うもの） ③相談会（専門職が健康や介護の相談に対応するもの） (3) この事業の対象者は、次のとおりです。 ①要支援1及び要支援2認定者 ②65歳以上の一般高齢者 ③地域住民や家族等、高齢者の支援にかかわる方 (4) 飲食等の実費費用は、利用者の自己負担とすることができます。
6 登録決定	申請書類の内容を審査し、登録決定の可否を2月下旬頃に通知します。

交付金の助成について

○登録事業者のうち、次の条件を全て満たす場合は、介護予防普及啓発事業交付金の助成を受けることができます。

- ・ 1回につき1時間以上開催していること。
- ・ 週1回程度、月3回以上開催していること。
- ・ 1ヵ月あたり延べ15人以上参加していること。
- ・ 参加者の募集活動をしていること。

○交付金の額は、事業を実施した月の延べ参加人数に応じて決定します。※基準月額、実施事業所数及び予算額等により下記の金額を下回る金額になる場合があります。

- ・ 15人から29人まで…月額15,000円
- ・ 30人から44人まで…月額30,000円
- ・ 45人以上 …月額45,000円

交付金申請手続きの流れ

- ①前年度の2月に「登録申請書」を提出
↓
- ②登録決定後、事業を実施（4月～）
↓
- ③5月頃「交付金申請書」を提出
↓ 交付決定 申請額の2/3を交付
- ④8月・12月・4月の年3回に分けて「事業実績報告書」を提出。
↓
- ⑤年度末に「事業完了報告書」を提出。事業実績にかかる基準月額の合計と収支決算報告の対象経費の金額を比較し、2回目の交付金額を確定します。

※交付額が確定額を上回っている場合には、返還が生じます。